

岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱

平成17年2月16日

市水道局訓令第30号

岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要領（平成14年市水道局訓令第25号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、岡山市水道局（以下「局」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項の規定に基づき、落札者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (3) 低入札価格調査 次条に掲げる対象工事の入札において、第5条に規定する調査基準価格未満の額で入札書を提出した者がある場合、最低の価格で入札書を提出した者を落札者とするか否かを決定するために行う調査をいう。
- (4) 低入札価格入札者 有効な入札書を提出した者のうち調査基準価格未満の価格で入札書を提出したすべての者をいう。

（対象工事）

第3条 低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 許容価格1億円以上の土木工事、建築工事、電気工事、管工事及びその他の工事
- (2) 水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に低入札価格調査を行う必要が

あると認めた工事

(入札価格内訳書等の提出)

第4条 管理者は、前条に規定する対象工事の入札を行うときは、入札に参加しようとする者から、1回目の入札書の提出に併せて岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第21号。以下「郵便入札実施要綱」という。）に基づき実施される郵便入札の場合は入札価格内訳書（様式第1号）、岡山市水道局建設工事電子入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第41号。以下「電子入札実施要綱」という。）に基づき実施される電子入札（以下「電子入札」という。）の場合は入札価格内訳書（様式第1号の2）の提出を求めるものとする。

2 管理者は、前項の入札価格内訳書とは別に、あらかじめ公告に付記した方法により、対象工事に係る工事数量総括表に記載されたすべての項目について金額を記入した入札価格詳細内訳書（以下「入札価格詳細内訳書」という。）の提出を求めるものとする。

3 提出された入札価格内訳書及び入札価格詳細内訳書は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

4 管理者は、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合においては、再入札の入札参加者に対して、入札価格内訳書の提出を求めず、入札価格詳細内訳書の提出を求めるものとする。

5 管理者は、前項により求める入札価格詳細内訳書の提出期限及び提出方法について、あらかじめ公告に付記しておくものとする。

(調査基準価格)

第5条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象工事の許容価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（小数点以下の端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該合計額が税抜き設計金額の100分の75未満の場合は、税抜き設計金額に100分の75を乗じて得た額を、当該合計額が税抜き設計金額の100分の92以上の場合は、税抜き設計金額に100分の92を乗じて得た額（いずれも小数点以下の端数を切り捨てた額）をそれぞれ調査基準価格とするものとする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

2 金入り設計書に誤りがあった場合は、岡山市水道局建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱（平成29年市水道局訓令第9号）第11条第1項第2号の規定により、設計金額、調査基準価格及び第7条第2項各号に規定する数値基準を修正する。

（調査班の設置）

第6条 低入札価格調査を行うため、岡山市水道局建設工事低入札価格調査班（以下「調査班」という。）を設置する。

2 調査班は、班長及び班員をもって組織する。

3 班長は、総務部長をもって充て、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名する班員がその職務を代理する。

4 班員は、配水部長、管路整備担当部長、浄水担当部長、管財課長、配水課長及び施工担当課長をもって充てる。

5 班長が必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を班員に加えることができる。

6 調査班の庶務は、管財課において行う。

（予備調査）

第7条 入札執行者は、対象工事の入札において、第5条に規定する調査基準価格未満の価格による申込みがあったときは、落札決定を保留するものとする。

2 調査班は、前項の規定により落札決定を保留したときは、次の各号に掲げる調査（以下「予備調査」という。）を行い、当該各号のいずれかに該当する場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断して失格とし、次条以下の調査は行わないものとする。

(1) 低入札価格入札者全員から提出された入札価格内訳書について、次に掲げる項目ごとの金額を確認する調査を行い、当該項目ごとに定める数値的な基準を満たさない項目が1以上あるとき。

ア 直接工事費 発注設計図書における直接工事費の額に100分の92を乗じて得た額以上であること。

イ 共通仮設費 発注設計図書における共通仮設費の額に100分の85を乗じて得た額以上であること。

ウ 現場管理費 発注設計図書における現場管理費の額に100分の85を乗じて得た額以上であること。

エ 一般管理費等 発注設計図書における一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額以上であること。

(2) 低入札価格入札者について、次に掲げる項目を確認する調査を行い(対象工事が岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成21年市水道局管理規程第18号)の適用を受ける工事(以下「特定調達対象工事」という。))である場合を除く。)、そのいずれにも該当するとき。この場合において、共同企業体の申込みであるときは各構成員について調査を行うものとする。

ア 他の対象工事(特定調達対象工事を除く。)の入札(共同企業体の構成員として申込みをしたものを含む。)において、調査基準価格未満の価格による申込みを行っていること。

イ アの入札において、電子入札実施要綱第10条第5項又は郵便入札実施要綱第8条第6項に規定する確認対象者となったときから当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間(アの入札において落札者とならなかったときは、当該確認対象者となったときから当該入札の落札者を決定するまでの間)にあること。

3 再入札で調査基準価格未満の価格による申込みがあったときの前項第1号に規定する調査は、第4条第4項の規定により提出を求める入札価格詳細内訳書により行うものとする。

(調査の開始)

第7条の2 調査班の班長は、予備調査においてすべての項目を満たしている低入札価格入札者のうち最低の価格で入札書を提出した者(対象工事が、岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱第3条により総合評価一般競争入札の対象となる場合は、同訓令第12条第2項の第1順位の入札書を提出した者とする。以下「最低価格入札者」という。)から、入札価格詳細内訳書において、自ら施工する部分を除き、下請、資材購入等に係る見積りに基づく金額についてのすべての見積書の写し(以

下「見積書の写し」という。)及びその価格で入札した理由を記載した書面(以下「理由書」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、対象工事が電子入札実施要綱の適用を受ける工事であるときは電子入札実施要綱第16条に規定する資格確認者を、郵便入札実施要綱の適用を受ける工事であるときは郵便入札実施要綱第14条に規定する資格確認者をそれぞれ最低価格入札者とみなす。

- 2 最低価格入札者は、前項の規定により見積書の写し及び理由書の提出を求められたときは、管理者が指定する提出期限までに提出しなければならない。
- 3 提出された見積書の写し及び理由書は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- 4 調査班の班長は、第2項の規定により見積書の写し及び理由書が提出されたときは、低入札価格調査を開始する。
- 5 調査班の班長は、必要があると認めるときには、調査のために必要な書類の提出を求めることができる。

(調査の内容)

第8条 調査班は、入札価格詳細内訳書、見積書の写し、理由書及びその他提出を求める書類(以下これらを「提出書類等」という。)について、書類審査、聞き取り調査等により、次に掲げる要件を満たすか否かの調査を実施する。ただし、第9号の要件については当該提出書類等を提出した最低価格入札者についての調査とする。

- (1) 入札書、入札価格内訳書、提出書類等において、積算に矛盾がなく、適正な見積りに基づいた価格であること。
- (2) 入札価格詳細内訳書の各項目において、記載金額のないもの又は負の値の金額が計上されたものでないこと。
- (3) 発注設計図書で指定した数量に基づいて積算していること。ただし、建築工事の数量は、特別の理由がある場合を除き、発注設計図書に添付の参考内訳に計上の数量に基づいて積算していること。
- (4) 発注設計図書に適合した品質、規格の材料及び製品による積算であること。
- (5) 単価は、算出根拠が適正であること。
- (6) 残土処分、産業廃棄物等の処理費は、所定の処分費を計上していること。

- (7) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと。
- (8) 下請による金額は、過去の同種のものと比較して不当に安い金額となっていないこと。
- (9) 第13条に規定する契約保証金の納付等が可能であること。

2 調査班は、前項の規定による調査の結果が同項各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合において、特に必要と認めるときは、関係機関等に照会し、最低価格入札者について次に掲げる事項の調査を実施する。

- (1) 経営状況
- (2) 建設業法違反事例、指名停止等信用不安の有無
- (3) その他調査班の班長が必要と認めた事項
(落札者とししない場合)

第9条 最低価格入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札者とししない。

- (1) 第7条及び第7条の2の規定に基づき提出書類等の提出を求められた場合において、指定された提出期限までに提出書類等を提出しないとき。
- (2) 提出書類等が前条第1項各号に掲げる要件を満たしていないとき。
- (3) 前条第2項の規定による調査の結果、申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
- (4) 低入札価格調査に協力しないとき。
(失格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 記名押印がない入札価格内訳書を提出した者。ただし、電子入札において、入札書に添付した入札価格内訳書については、押印は要しないものとする。
- (2) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格内訳書又は入札価格詳細内訳書を提出した者
- (3) 各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある入札価格内訳書又は入札価格詳細内訳書を提出した者

2 再入札において、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 前項第3号に該当する入札を行った者

(2) 再入札の入札価格と異なる合計金額の入札価格詳細内訳書を提出した者

(調査結果等の報告)

第 1 1 条 調査班の班長は、調査が終了したときは、低入札価格調査票（様式第 2 号）により岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会規程（平成 1 6 年市水道局管理規程第 1 4 号）第 2 条に規定する岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）に調査及び予備調査の結果を報告するものとする。

2 調査班の班長は、調査に際し最低価格入札者等から提出された書類に虚偽記載があると認めるときは、速やかに委員会に報告するものとする。

(審査及び決定)

第 1 2 条 前条に定める報告を受けた委員会は、その結果をもとに最低価格入札者を落札者とするか否かを審査する。

2 前項の審査の結果、委員会が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は最低価格入札者を落札者と決定し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を電子入札実施要綱第 1 4 条第 2 項に規定する第 2 順位の入札書を提出した者又は郵便入札実施要綱第 1 2 条第 2 項に規定する次順位者とみなし、電子入札実施要綱郵便入札実施要綱の規定に基づき参加資格の確認を行う。この場合において、確認の結果、次順位者が参加資格を有すると認めるときは、次順位者を落札者と決定するものとする。

3 第 7 条の 2 からこの条までの規定は、前項の規定により、次順位者を落札者と決定する場合において、次順位者が低入札価格入札者であるときについて準用する。次順位者以降が低入札価格入札者である場合も同様とする。

4 第 2 項の規定により委員会が落札者を決定したときは、管財課長は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通知するとともに、第 7 条の 2 の規定により提出書類等を提出した者に対し、調査結果を通知するものとする。

(契約保証金の納付)

第 1 3 条 前条の規定により、第 5 条に定める調査基準価格未満の額で落札者と決定された者（以下「低入札価格落札者」という。）は、岡山市水道局契約規程（平成 2 年市水道局管理規程第 1 3 号。以下「契約規程」をいう。）第 3 0 条第 1 項ただし書に規定す

る契約保証金（契約金額の100分の30以上）を契約書の作成期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 契約規程第30条第5項の規定に基づき、当該落札者から契約保証金の納付に代えて担保の提供があったとき。
- (2) 契約規程第31条第1号の規定により、当該落札者が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約規程第31条第2号の規定により、当該落札者から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。

（前払金の額）

第14条 低入札価格落札者が契約を締結したときは、岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程（昭和63年市水道局管理規程第6号）第3条ただし書の規定により、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

（違約金の額）

第15条 低入札価格落札者が契約を締結したときは、契約規程第46条の5第2項の規定により、違約金の額を契約金額の100分の30とする。

第16条 削除

（工事費支払報告）

第17条 低入札価格落札者が契約を締結したときは、工事完了後に支払われた請負代金を受領した日から120日以内に、自ら施工した部分を除き、すべての下請、資材購入等の支払に関する領収書の写しを添付した工事費支払報告書（様式第3号）を施工担当課所長に提出しなければならない。

- 2 施工担当課所長は、前項に基づき提出された支払報告書が当該工事の施工状況に適合しているかどうかを審査し、その結果を調査班の班長に報告するものとする。
- 3 施工担当課所長は、契約締結した低入札価格落札者（以下「受注者」という。）が支払報告書を期限までに提出しないときは、直ちにその旨を調査班の班長に報告するものとする。
- 4 調査班の班長は、第2項の規定により、施工担当課所長から支払報告書が工事の施工状況に適合していない旨の報告を受けたとき又は前項の規定により、施工担当課所長か

ら支払報告書が提出されていない旨の報告を受けたときは、当該受注者の指名留保について委員会に諮るものとする。

(書類の開示)

第18条 この訓令の規定に基づいて提出された書類は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第12条に基づく意見書提出の機会を設けることなく、開示することができるものとする。

(委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、低入札価格調査を実施する上で必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年2月16日から施行し、同日以降に発注する建設工事について適用するものとする。

附 則(平成18年市水道局訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市水道局訓令第35号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行し、同日以降に発注する建設工事について適用するものとする。

附 則(平成19年市水道局訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市水道局訓令第14号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事について適用する。ただし、第1条中「建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札」を「建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)の請負契約に係る一般競争入札」に改め、同条中「及び令第167条の13において準用する令第167条の10第1項」を削る改正規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成20年市水道局訓令第28号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価

格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局訓令第 29 号）

この訓令は、平成 21 年 5 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局訓令第 35 号）

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局訓令第 49 号）

この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 22 年市水道局訓令第 10 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 22 年市水道局訓令第 30 号）

この訓令は、平成 22 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 22 年市水道局訓令第 36 号）

この訓令は、平成 22 年 12 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 24 年市水道局訓令第 10 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 25 年市水道局訓令第 10 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市水道局訓令第 23 号）

この訓令は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 26 年市水道局訓令第 8 号）

1 この訓令は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、施行日以後に契約を締結する工事から適用する。

2 施行日前に入札の参加に関する制限を受けていた者については、当該制限の原因となる契約の履行が完了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成27年市水道局訓令第8号）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

2 平成26年3月31日以前に入札の参加に関する制限を受けていた者が、当該制限の原因となる契約の履行が完了する前に、許容価格1億円以上1億5千万円未満の工事の入札において調査基準価格未満の価格で申込みをした場合は、失格とする。

附 則（平成28年市水道局訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成28年市水道局訓令第20号）

この訓令は、平成28年7月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成29年市水道局訓令第10号）

この訓令は、平成29年6月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成29年市水道局訓令第14号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成30年市水道局訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成31年市水道局訓令第6号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告する工事から適用する。

格調査実施要綱の規定は，同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（令和元年市水道局訓令第3号）

この訓令は，令和元年7月1日から施行し，改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は，同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（令和2年市水道局訓令第27号）

この訓令は，令和2年10月1日から施行し，改正後の岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は，同日以後に公告する工事から適用する。

様式第1号(第4条関係)

入札価格内訳書

起工番号： — —

工事名：

入札者	所在地：
	商号又は名称：

工事価格(入札価格)	円(①+②+③+④+⑤)
------------	--------------

区分	工種・種別	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費						
	計					①
共通仮設費積上分						
	計					②
共通仮設費(率分)						③
現場管理費						④
一般管理費等						⑤

様式第1号の2(第4条関係)

入札価格内訳書

起工番号： — — 工事名：

入札者	商号又は名称：
-----	---------

工事価格(入札価格)	円(①+②+③+④+⑤)
------------	--------------

区分	工種・種別	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費						
	計					①
共通仮設費積上分						
	計					②
共通仮設費(率分)						③
現場管理費						④
一般管理費等						⑤

1	起工番号	— —	2	工事名
3	最低価格入札者名			
4	最低入札価格(税抜き)		円(対税抜き許容価格 % , 対直接工事費 %)	
5	税抜き許容価格	円	6	直接工事費(当局設計分)
7	工事概要			
8	調査項目			
	(1) その価格により入札した理由			

	(2) 入札書, 入札価格内訳書, 入札価格詳細内訳書及び見積書の内容			

	(3) 入札価格詳細内訳書(金額の記載がないもの, マイナス金額がないか。)			

	(4) 材料及び製品(発注設計図書に適合した品質, 規格となっているか。)			

	(5) 単価の算出根拠(適正か。見積りの相手方に確認したか。)			

	(6) 残土処分及び産業廃棄物処理費(所定の処分費を計上しているか。)			

	(7) 労務費単価(法定最低賃金未満になっていないか。)			

	(8) 下請金額(不当に安い金額になっていないか。)			

	(9) 契約保証金の納付等(可能か。)			

9	追加項目(8(1)～(9)の調査後, なお疑義がある場合の調査項目)			
	(1) 経営状況			
	(2) 信用状況			
	(3) その他必要な事項			
10	処理方針			
11	調査班意見			

低入札価格調査票

No. 2

工事名					
工種	設計金額A (円)	見積金額B (円)	差額(円)	B/A(%)	主な理由
合計					

様式第3号(第17条関係)

工事費支払報告書

下請、資材購入、建設副産物処分(建設リサイクル法対象資材処理)、安全管理委託等支払先			支払業務内容、 資材品名等	支払金額 (円)	支払方法	支払日(分割払の場合は、最終支払日)
業者名	住所	電話番号				

- ※ 資材購入、下請施工、建設副産物処分(建設リサイクル法対象資材処理)、安全管理委託等がある場合は、すべて記入すること。
- ※ すべての項目において、領収書の写しを添付すること。
- ※ 手形での支払の場合は、当該手形の写し及び当該手形の受領書の写しを添付すること。